

令和3年4月23日

保護者の皆様へ

新潟市こども未来部保育課

新型コロナウイルス感染拡大防止にかかるご協力をお願い

日頃より、新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をいただき、感謝申し上げます。

市内保育園等では、現在、保護者の皆様に下記のとおりご協力をお願いしているところですが、感染者発生時に迅速な対応を行うため、今後も引き続きのご協力を賜りたく、お願い申し上げます。

なお、園の運営状況に合わせて、下記に記載されたことのほかにも、基本的な感染対策等についてご協力をお願いする場合があります。お子様の健やかな園生活を保持するため、ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1 お子様の体調管理等について

毎朝、必ず家庭でお子様の体温を測定し、発熱等の症状がないことを確認してください。なお、お子様を送迎される保護者様におかれましても同様の対応をお願いいたします。

2 体調不良時等の対応について

お子様が発熱等の症状（発熱だけでなく、せき、のどの痛み・違和感、鼻水等の風邪の症状や、息苦しさやだるさなど、普段と異なる症状）がある場合は登園を避け、すぐに「かかりつけ医、嘱託医又は協力医療機関」又は「新潟県新型コロナ受診・相談センター」に相談の上、「診療・検査医療機関」で受診をしてください。

3 園への連絡について

以下に該当する場合、必ず園にご連絡ください。その際、園からのお子様やご家族の症状等の聞き取りにご協力ください。

① 登園しているお子様または同居のご家族が濃厚接触者となった場合

② 登園しているお子様または同居のご家族が PCR 検査を受けることになった場合

※ここでいう PCR 検査とは、保健所の指示または診察した医師の診断で行われるものに限りません。

③ ②の検査結果の連絡を受けた場合

夜間・休日の連絡につきましては、市役所の代表番号 025-228-1000 へご連絡ください。後ほど折り返しご連絡させていただきます。

4 園と新潟市との情報共有について

園が聞き取った情報を、新潟市の担当課と共有することにご了承いただきますようお願いいたします。

なお、当該個人情報は新型コロナウイルス感染症への対応のみに使用いたします。

5 お子様の登園について

(1) 保健所等の指示により登園できない期間について

以下の期間は登園を避け、保健所の指示に従い自宅待機をお願いします。

事由	登園できない期間（自宅待機）
園を利用しているお子様が感染	保健所が指示をした健康観察期間
園を利用しているお子様が濃厚接触者となった	保健所が指示をした健康観察期間
園を利用しているお子様が PCR 検査を受ける	検査結果（陰性）が判明するまでの間

(2) 体調不良等により登園できない期間について

以下の期間は登園を避け、2 体調不良時の対応 に記載されたとおり受診をお願いします。

事由	登園できない期間
園を利用しているお子様が発熱や呼吸器症状・風邪症状等の体調不良となった	発熱等が認められた場合は解熱後 2 4 時間以上が経過し、呼吸器症状・風邪症状など普段と異なる症状等が改善傾向となるまで

(3) 感染拡大防止のために登園を控えていただきたい期間について

以下の期間は可能な限り登園を控え、園における感染拡大防止にご協力をお願いします。

事由	登園を控える期間
園を利用しているお子様の同居のご家族が PCR 検査を受ける	検査結果（陰性）が判明するまでの間

6 園で感染者が発生した場合の対応について

園児や職員が感染者と確認された場合には、原則、臨時休園となります。臨時休園の期間は、保健所の調査結果により決定します。この間、すべてのお子様は自宅待機となるため、臨時休園期間中の家庭保育等についてご協力をお願いいたします（他の保育園等の一時預かりや、病児・病後児保育の利用はできません）。

その後の対応については、園を通して保護者へ連絡があります。急な体調の変化があった場合をのぞき、園の調査状況等について保健所への問い合わせはご遠慮ください。

この件に関するお問合せ先		秋葉区役所健康福祉課	0250-25-5683
北区役所健康福祉課	025-387-1335	南区役所健康福祉課	025-372-6369
東区役所健康福祉課	025-250-2330	西区役所健康福祉課	025-264-7340
中央区役所健康福祉課	025-223-7232	西蒲区役所健康福祉課	0256-72-8389
江南区役所健康福祉課	025-382-4353	こども未来部保育課	025-226-1215